

改正派遣法に基づくマージン率の公開

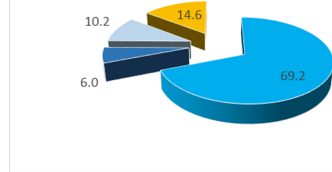
2022年4月1日

2012年10月1日の【改正労働派遣法】の施行により、派遣事業主（当社）は、派遣先から受け取る派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項） このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

- | | | |
|--------------------|----------|--------------------------------------|
| 1. 派遣労働者の数 | 191 人 | （2022年3月31日付け） |
| 2. 派遣先の数 | 36 事業所 | （2022年3月31日付け） |
| 3. 労働者派遣に関する料金の平均額 | 15,305 円 | （2021年4月1日～2022年3月31日の1日(8時間)当たりの料金） |
| 4. 派遣労働者の賃金の額の平均額 | 11,267 円 | （2021年4月1日～2022年3月31日の1日(8時間)当たりの賃金） |
| 5. マージン率 | 30.8 % | |

マージン率の内容



- 賃金、有休等 会社負担保険料（健康保険・雇用保険・厚生年金保険）
- 会社運営経費他（資格取得・研修参加代・オフィス賃料・通信費等の諸経費）

- | | |
|-----------------------------|---|
| 6. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定の締結の有無 | 有 |
| 7. 上記労使協定の有効期間 | 2023年3月31日 |
| 8. 上記労使協定の対象となる労働者の範囲 | 全ての派遣労働者 |
| 9. 教育訓練に関する事項 | 雇用時には、新規採用者教育を実施しています。また、雇用後の職能別訓練としてOJTによる製造基礎知識研修及びフォークリフトの安全研修、向上訓練を行っております。階層別訓練としてリーダー就任研修を準備しております。 |
| 10. キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先 | 当事業所0566-24-2800 |
| 11. その他参考事項 | |

派遣でご就業いただくに際して、健康保険・厚生年金・雇用保険にご加入いただきます。
（雇用条件によって加入できない場合があります）
また、福利厚生として、有休休暇・産前産後休暇・労災保険等あります。